

宇部市水道局行政財産の使用許可に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第十七号

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の規定により、水道局（以下「局」という。）における行政財産の使用許可について、宇部市水道局庁舎管理規程（令和四年水道事業管理規程第二十一号。）第六条に規定する許可行為を除く必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の基準)

第二条 行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用の許可をすることができるのは、次のいずれかに該当するときとする。

- 一 直接又は間接に局の便宜を図るために使用されるとき。
- 二 公用、公共用又は公益事業のために使用されるとき。
- 三 公共的活動のために特に使用させるとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるとき。

(使用許可の期間)

第三条 行政財産の使用許可の期間は、一年を超えてはならない。行政財産の使用の許可を更新する場合も同様とする。ただし、当該行政財産の性質上特に一年を超えて使用を許可する必要があると管理者が認める場合は、この限りではない。

(使用許可の申請)

第四条 行政財産の使用許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ行政財産使用許可申請書（様式第一号）（以下「様式第一号」という。）又は行政財産使用許可申請書兼許可書（様式第二号）（以下「様式第二号」という。）を必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、第二条第四号の規定に基づき、別に定めるもののある場合については、この限りではない。

2 前項の規定は、行政財産の使用の許可を受けた者に対して当該使用の許可の更新をする場合について準用する。ただし、この場合において、使用者は当該使用の許可の期間の満了の日前三十日までに当該行政財産に係る様式第一号又は様式第二号を必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(使用許可の決定)

第五条 管理者は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、使用を認める場合においては、様式第二号又は行政財産使用許可書（様式第三号）を使用者に交付しなければならない。

2 行政財産の使用を認めない場合においては、使用者に対して遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(使用料)

第六条 使用料の額の算定については、宇部市行政財産使用料徴収条例（平成二十四年条例第三十号）を準用する。

- 2 管理者が前項の規定により使用料を算出することが適当でないとき、当該行政財産の価額、使用条件その他の事情を考慮し、使用料の額を決定する。
- 3 局職員が通勤のために駐車場として使用する場合の使用料の算定については、宇部市水道局職員の通勤自動車等の駐車に関する要綱（令和四年四月一日制定）の規定を適用する。

（使用料の納付）

第七条 使用料は、前納とする。ただし、管理者が特にやむを得ないと認める場合は、後納とすることができる。

- 2 前項の規定により使用料を後納により納付しようとする者は、行政財産使用料減免等申請書（様式第四号）（以下「様式第四号」という。）を管理者に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第八条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- 一 他の地方公共団体又は公共団体が公用又は公共用に供するために使用するとき。
- 二 その他公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第四号を管理者に提出しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第九条 使用者は、その使用することのできる地位を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（目的外使用の禁止）

第十条 使用者は、行政財産を許可された目的以外の目的に使用してはならない。

（原状回復義務）

第十一条 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用を中止したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

（使用許可の取消し）

第十二条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、又は使用の制限をすることができる。

- 一 局の都合により、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- 二 使用許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、使用許可を取り消されたときは、使用者は、局が指定する期日までに原状回復し、局に返還しなければならない。

（損害賠償）

第十三条 使用者は、行政財産の使用その建物又は設備をき損し、又は滅失した場合において原状回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前条の規定に基づく使用許可の取消し、又は使用の制限によって使用者が被った損害について局は、賠償の責めを負わない。

（その他必要な事項）

第十四条 この規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

行政財産使用許可申請書

宇部市水道事業管理者 様

(申請者)

住 所

氏 名

担当者氏名

T E L

F A X

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

下記のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用上の許可を受けようとする行政財産	所 在	
	区 分	
	種 目	
	数量（使用範囲）	
使用の許可を受けようとする目的等		
使用期間		
添付書類 (関係図書等)		
その他		

課長	副課長	係長	係員

年 月 日

行政財産使用許可申請書兼許可書

宇部市水道事業管理者 様

(申請者)

住 所

氏 名

担当者氏名

T E L

F A X

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

行政財産の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用上の許可を受けようとする行政財産	所 在	
	数 量	
使用の許可を受けようとする目的等		
使用期間		
その他		

以下は記入しないでください。

上記のとおり許可する。ただし、宇部市水道局行政財産の使用許可に関する規程を遵守すること。

年 月 日

宇部市水道事業管理者

行政財産使用許可書

様

宇部市水道事業管理者
水道局長

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用について、条件（裏面記載）を付し以下のとおり許可します。

使用の許可をする 行政財産	所 在	
	区 分	
	種 目	
	数量（使用範囲）	
使用の許可をする 目的等		
使用期間		
使用料		
その他		

様式第3号（第五条関係）

- 1 使用者は、その使用することのできる地位を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 使用者は、行政財産を許可された目的以外の目的に使用してはならない。
- 3 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用を中止したときは、直ちに現状に回復して返還しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、又は使用の制限をすることができる。
 - 一 局の都合により、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - 二 使用許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
- 5 使用者は、行政財産の使用その建物又は設備をき損し、又は滅失した場合において原状回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。

4項の規定に基づく使用許可の取消し、又は使用の制限によって使用者が被った損害について局は、賠償の責めを負わない。
- 6 使用者は、行政財産を使用することによって生じた一切の問題については、使用者の責任において処理をしなければならない。
- 7 その他不明なことは事前に協議することとする。

行政財産使用料減免等申請書

宇部市水道事業管理者 様

(申請者)

住 所

氏 名

担当者氏名

T E L

F A X

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

下記のとおり行政財産の使用にかかる使用料の 減免 ・ 後納 を申請します。

記

行政財産	所 在	
	区 分	
	種 目	
	数量 (使用範囲)	
減免又は後納の申請理由等		